

岡崎市監査委員の組織及び監査等に関する規程第 4 条及び岡崎市監査基準第 9 条の規定により、円滑な監査等の実施のため本計画を定める。

## 1. 監査等の種類

### (1) 財務監査

#### ア 定例監査

課、室及び課に属する公所について、部単位で原則 3 年に 1 回実施する。また、小中学校、保育園及びこども園は原則 10 年に 1 回とする。ただし、重点監査対象校及び園は原則 5 年に 1 回とする。

#### イ 随時監査

工事監査として監査対象工事を 1～2 件程度選定し実施する。なお、専門知識を有する機関に工事技術調査（書類調査、現場施工状況調査）を委託する。

### (2) 行政監査

原則として、定例監査と併せて実施する。

### (3) 財政援助団体等監査

市からの補助額が 500 万円以上の財政援助団体、資本金総額の 4 分の 1 以上を市が出資(出捐)している出資団体及び公の施設の指定管理者を対象とし、定例監査の対象部局等が所管する団体等から 1～2 団体程度選定し実施する。

### (4) 例月出納検査

一般会計・特別会計、病院事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の現金の出納事務及び収支状況等を毎月 1 回検査する。

### (5) 決算審査

市長から審査に付された一般会計・特別会計決算、病院事業会計決算、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算を審査する。

### (6) 基金運用審査

市長から審査に付された土地開発基金及び市産材調達管理基金の運用状況を審査する。

(7) 健全化判断比率等審査

市長から審査に付された決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び公営企業の決算に係る資金不足比率を審査する。

(8) その他の監査等

上記(1)～(7)に掲げる監査等のほか、法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の監査等については、事案が発生した場合又は必要に応じ実施する。

2. 監査等の対象及び実施時期

別紙「令和8年度定例監査等年間実施計画」のとおりとする。

3. 監査等の実施体制

監査委員4名で監査等を実施し、事務局職員が補助する。

4. 監査等の実施手続

(1) 財務監査（工事監査を除く）、行政監査及び財政援助団体等監査

ア 関係資料の提出

対象部局等に対し必要な資料の作成を依頼する。

イ リスクの検討と重点監査項目の設定

過去の指摘事項等からリスクの検討を実施し、より重点的に監査すべき重点監査項目を設定する。

ウ 予備監査の実施

ア、イを参考に事務局職員が書類審査、現場実査、担当者等への質疑等による予備監査を実施し、予備監査結果を作成する。

エ 本監査の実施

予備監査結果を受け、監査委員が対象部局等の部課長及び関係団体の長等への質疑等による本監査を実施する。なお、小中学校、保育園及びこども園については実施しない。

オ 監査の結果に関する報告等の作成

監査委員の合議により監査の結果に関する報告等を作成する。

(2) 財務監査（工事監査）

ア 対象工事の選出

工事規模、工期等を勘案し監査対象工事を選出する。

イ 関係資料の提出

対象部局等に対し必要な資料の作成を依頼する。

ウ 工事技術調査の実施

書類調査、現場施工状況調査による工事技術調査を実施する。

エ 監査の結果に関する報告等の作成

監査委員の合議により監査の結果に関する報告等を作成する。

(3) 例月出納検査

ア 資料の検査

提出された関係資料の計数等を検査する。

イ 例月出納検査の実施

アを参考に例月出納検査を実施する。各会計責任者（会計管理者、部課長等）は指定の検査日に出席し監査委員に現金出納状況等を説明する。出席は一般会計・特別会計については年2回（4月・10月）、企業会計については年4回（5月・7月・10月・1月）とするが、必要に応じ監査委員からの要請があった場合は随時出席し説明する。

ウ 検査の結果に関する報告の作成

例月出納検査の結果に関する報告等を作成する。

(4) 決算審査、基金運用審査及び健全化判断比率等審査

ア 関係資料の提出

対象部局等に対し必要な資料の作成を依頼する。

イ 決算書等の審査

アを参考に決算書等の審査を実施する。

ウ 審査の実施

ア、イを参考に監査委員が対象部局等の部課長等への質疑等による決算審査を実施する。

エ 審査意見の作成

監査委員の合議により審査に係る意見を作成する。

(5) 措置状況の確認及び公表

監査委員は改善・検討を要する事項について、措置状況通知を受けた場合は公表する。

なお、監査実施年度については定例監査等の結果を公表した日から3か月を期限とし措置状況の報告を求める。

また、過年度実施の監査において措置を講じていないものについては、原則として10月に同月末時点の措置状況の報告を求める。

(6) その他の監査等

事案が発生した場合に必要な応じ関係各課等と協議の上実施する。

## 令和8年度 定例監査等年間実施計画

岡崎市監査委員事務局

区分	定例監査・行政監査				措置状況 確認	財政援助団体監査 出資団体監査 公の施設の指定管理者監査	随時監査	決算審査	例月出納検査		
	部署	本 監 査	講 評	措 置					年 度	月 分	会 計 別
4月	都市政策部	9月	10月	9年 1月	令和7年度 土木建設部				7	3	一般・特別 病・水・下
	こども部	10月	11月	9年 2月							
5月					令和7年度 福祉部			企業会計 一般・特別会計	7	4	一般・特別
										3	病・水・下
6月					令和7年度 上下水道局			財政健全化法による 健全化判断比率	8	4	一般・特別 病・水・下
7月					令和7年度 経済振興部・農 業委員会事務局				8	5	一般・特別 病・水・下
8月	教育委員会	9年 1月	9年 2月	9年 5月				運用基金	7	5	一般・特別 病・水・下
	保育園(4)	—	9月	12月							
9月	総務部	12月	9年 1月	9年 4月					8	7	一般・特別 病・水・下
10月					令和6年度 令和7年度 監査結果に 基づくもの			工事監査 *数件の工 事を抽出	8	8	一般・特別 病・水・下
11月	保健部	9年 2月	9年 3月	9年 6月	岡崎げんき館マネジメント株式会社 (指定管理者・岡崎げんき館) 2月本監査、3月講評					8	9
	社会文化部	9年 3月	9年 4月	9年 7月							
12月									8	10	一般・特別 病・水・下
1月					都市政策部				8	11	一般・特別 病・水・下
2月	小学校(5) 中学校(3)	—	9年 3月	9年 6月	こども部				8	12	一般・特別 病・水・下
3月									8	1	一般・特別 病・水・下

※監査対象は令和7年度とする（小中学校、保育園監査を除く。）。

↑太字は出席月

小中学校、保育園監査（計5日間）

監査対象	
保育園	竜谷、下山、本宿、山中
小学校	六名、竜美丘、緑丘、藤川、城南
中学校	竜海、竜南、翔南

※監査対象は令和8年度とする。

ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とする。